

児童発達支援事業所等利用多子負担軽減給付金 支給決定後の必要書類提出について

給付までの流れ

WEB受付フォームまたは郵送にて下記①②をご提出ください。

※②は口座が未登録の場合及び登録口座を変更する場合のみ

WEB受付フォームには下記QRコードからアクセスできます。

<https://logoform.jp/form/tmgform/781499>



※具体的な手順については 東京都福祉局の
ホームページをご確認ください。



↑WEB受付フォーム

←東京都福祉局HP

申請受領後、本人確認のため、後日お電話させていただきますのでよろしくお願ひいたします。



ご指定の口座に給付額をお支払い（振込）いたします。
支払完了後は、東京都から支払通知書を送付いたします。

① 支払証明の提出について

支払証明書 又は 領収書 をご提出ください。

- 事業所による署名済みの「支払証明書」(今回郵送したもの)、または事業所が発行した「領収書」のいずれかの写真を、WEB受付フォームまたは郵送によりご提出ください。
- 同封しました「児童発達支援事業等利用支援事業への協力について」は、メールで各事業所に送付していますが、念のため、事業所に依頼する際にお持ちください。

※金額は事業所が東京都国民保険団体連合会へ提出した報酬の請求情報から記載しています。（原則この金額が支払金額になります）

※食費等の実費負担は給付金の対象外ですので、実際に事業所へお支払いした金額と異なることがあります。

② 振込口座の登録について

【口座未登録の場合、登録口座を変更する場合のみ】

■ お振込する口座をご登録ください。

※既にご登録いただいた口座から変更がない場合は、再度の登録は不要です。

- WEB受付フォームにご登録いただくか、「支払金口座振込依頼書」（様式はホームページ参照）に記入して郵送してください。

※ 振込する口座の名義人が、都が給付決定した氏名と異なる場合は、委任状をご提出ください。（様式はホームページ参照）

支払予定スケジュール

令和7年3月28日（金）までに書類をご提出いただいた分については、
令和7年5月中に給付金をお支払いする予定です。

また、今後も下記のとおり、四半期に1度の支払を予定しています。

利用月	都から保護者へ 支払案内送付	保護者から都へ 支払証明書等提出	支払予定
令和6年10月	令和7年2月	令和7年3月28日まで	令和7年5月
令和6年11月			
令和6年12月			
令和7年1月	令和7年5月	令和7年6月20日頃まで	令和7年8月
令和7年2月			
令和7年3月			
令和7年4月	令和7年8月	令和7年9月20日頃まで	令和7年11月
令和7年5月			
令和7年6月			

注意事項【必ず御確認ください！】

**令和5年10月～令和6年3月（令和5年度中）の事業所利用分の支給は、
本受付をもって受付終了となります。**

令和5年10月～令和6年3月利用分で、未支給の利用者負担がある場合は、必ず**今回（※令和7年3月28日まで）のタイミングで支払証明書（領収書）の御提出をお願いいたします。**

お問合せ先

児童発達支援事業第2子無償化センター

TEL：0120-612-898

受付時間：平日9時00分～17時00分